

焼津市農業委員会 10 月総会議事録

1 日時

令和3年10月15日(金)午後2時 ~ 午後2時50分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山飛口 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地転用届出事項の変更届について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 農地の利用目的変更届出について

第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第8号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>17 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 10 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。9 番鶴橋俊次委員、11 番石田芳雄委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 8 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 8 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 8 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 8 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 8 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 8 を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、中新田配水場より東へ約 500m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、受贈人が所有している農地の地続きであり、農業経営の維持管理のために今般の申請に及んだものであります。</p> <p>下限面積については 30a を満たしていませんが、3 条許可の例外規定であります「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」であり、また、農機具等の保有状況については、問題ありません。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 池谷	<p>10 月 2 日に地区の委員の皆様と現地調査をしました。申請地は大富中学校より約 500m 程度の場所に位置している農地です。</p> <p>申請地は過去に譲渡人が相続しましたが、遠方に住んでおり管理もできないため、この度は譲渡人の兄に無償で譲り渡すということです。</p>

	<p>譲受人は申請地の西隣の住宅に住んでおり、既に草刈等管理を行っていることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号8は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号11を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号11を朗読後、説明】</p> <p>本件は、石脇下の農地132㎡について、住宅敷地拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、30年ほど前に先代が申請地をコンクリート敷で造成して家族の物干し置場及び駐車場として利用していました。この度、当該地を住宅敷地拡張として物干し置場、駐車場及び進入路に転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市立東益津小学校より北東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は畑であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>10月5日に、地区の農業委員、推進委員全員で現調査を行いました。</p> <p>現状復旧は困難で、始末書の提出もありますし、周辺農地への影響も軽微であります。条件を満たしていることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号11を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号12について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第 2 号、番号 12 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、相川の農地 66 m²について、共同住宅敷地拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、平成 4 年 5 月頃に隣接地である 1332-2 に共同住宅が建築された当時から敷地の一部として庭や駐車場として利用していました。この度、共同住宅の一部に農地が含まれていることから分筆のうえ、共同住宅の敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>なお、分筆した残地については畑に原状復旧しました。</p> <p>申請地は、JA 静岡経済連より北へ約 500m に位置している第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は宅地及び農地、南側は農地、北側は道路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>こちらの案件は、9 月に一度提出がありましたが、申請者所有の無断転用されていた部分の現状復旧が未完了であったため、一旦取り下げになっていたものであります。</p> <p>元々砂利しいで無断転用になっていた農地の内、一部は現状復旧し、一部はそのまま住宅敷地の一部として許可してもらうため申請に及びました。</p> <p>現地確認の結果、申請地以外はきちんと現状復旧が完了していましたので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 12 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 12 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可についての番号 29 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 29 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、本中根の農地 299 m²について、分家住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、実家に同居しておりますが、結婚を機に将来のことを考えると、</p>

	<p>現在の住宅では手狭で不便であるため、今般、父が所有する当該地を借り受けて、分家住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡福祉大学より南西へ約 400m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は田、南側は水路及び道路、北側は田及び水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 池谷	<p>10 月 2 日に地区の委員の皆様と現地調査をしました。</p> <p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地は静岡福祉大学から南西へ 400m ほどにある農地です。周辺の状況は、東側が宅地、西側が貸人の水田、南側が水路を挟んで道路、北側が貸人の畑であります。用水、排水路・道路ともに問題はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 29 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 29 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 30 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 30 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、大島の農地 94 m²について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、静岡市駿河区に本社を置く自動車及び家電の部品製造業を営む法人です。申請地の南西に焼津工場があり、事業拡大のため、従業員の駐車場が足りなくて大変不便であることから、この度、工場近くの申請地を従業員の駐車場敷地として利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地中央部より北へ約 400m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路、西側は道路、南側は雑種地及び水路、北側は畑（現況：雑種地）であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 池谷	先ほどと同じく 10 月 2 日に現地調査を行いました。 申請地は航空自衛隊の北側 200m ほどに位置する農地です。 現状は野菜が栽培されており、周辺は、東側は倉庫、西側が道路、南側が雑種地、北側は駐車場のよう利用されていました。 用水、排水路・道路ともに問題はなく、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 30 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 30 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 31 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 31 を朗読後、説明】 本件は、宗高の農地 152 ㎡について、通行路及び駐車場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、藤枝市に本社を置く障害福祉サービス業を営む法人です。この度、申請地に隣接する土地 3 筆(811-5(宅地)、812-1(宅地)、812-2(雑種地)) 計 706.66 ㎡とその土地にある建物を障害福祉施設として利用しますが、施設に至る通路及び来訪者等の駐車場がないため、農地を購入し、申請地を駐車場敷地として利用したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市役所大井川庁舎より南東へ約 200m に位置している、第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は雑種地、西側は宅地及び道路、南側は田、北側は宅地であります。 なお、農地として一部利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 6 番	申請地は宗高の中央公園のすぐ南側にある土地です。 空き家となった住宅の売買に伴い、駐車場として利用したいという申請です。 なお、空き家になっている部分と一体として利用され、介護施設となる予定です。 地区審査会のメンバーで現地確認を行ったところ、周辺に農業上の影響はなく、始末書の提出もあることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号31を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号31は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号32について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号32を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上小杉の農地1,642㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市内に本社を置く釣具の製造業を営む法人です。</p> <p>会社は、平成28年に既存敷地において事業を行い、業績も順調に伸びてきており、従業員数も増えて現在約180名の雇用となっております。2021年5月に同業他社と経営統合を行い、更に生産・雇用が増えていきます。市内での生産・雇用を維持するため、既存工場の生産、倉庫部分の拡大と雇用による駐車場の追加が不可欠です。現在、来客用スペースに従業員が駐車している状況のため、この度、申請地を購入し、駐車場敷地として利用したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡県立清流館高校より北東へ約400mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側は水路、南側は水路及び雑種地、北側は水路及び雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>申請者は、A-を作る会社であり、4年ほど前に焼津、大富の3か所の事業所を統合し現在の事業所に移転しましたが、その結果、A-さんの駐車場の確保が難しくなり、本申請に及んだものであります。</p> <p>現地調査の結果、現在の駐車場に隣接していて、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号32を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号32は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号33について審議します。</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第議案第 3 号、番号 33 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、相川の農地の一部 61.4 m²について、歩行者通路設置に伴う一時転用敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市内に本社を置く建設工事に伴う給排水・衛生設備工事業を営む法人です。</p> <p>この度、申請地に隣接する工場の新築工事に伴う前面道路が通行止めになることから、当該地の一部を歩行者通路として一時転用したく今般の申請に及んだものです。工事期間は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日までとなります。</p> <p>申請地の場所は、JA 経済連より東へ約 200m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側・南側及び北側は田及び水路であります。</p> <p>なお、一時転用の許可を得ずに工事着手していることから、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷	<p>細かい説明は事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請者は井戸掘りを請け負う会社であります。</p> <p>現地確認を行いました。通行路は単管を組み立て、床は木の簡易な通路であります。来年の 2 月まで利用したいとのことでした。</p> <p>申請前に既に通路は完成しており、事後相談という形で申請したため、始末書の提出がございます。</p> <p>いずれにしても、事故を未然に防ぐための一時転用であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 33 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 33 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 34 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 34 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上泉の農地 297 m²について、分家住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、使用貸人の長男です。令和 2 年 10 月に橋本由貴子と婚姻しましたが、</p>

	<p>現在は、それぞれが別々の実家にて生活している状態です。この度、これを機に将来のことを考えて、今般、父が所有する当該地を借り受けて、分家住宅を建築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、つつじ平住宅団地より南西へ約300mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路及び水路、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいまの事務局の説明の通りです。</p> <p>現地確認をしましたが、申請地の前後は宅地で、あとは農地と道路に囲まれています。周りの環境からして、こちらに分家住宅を建てることは特に問題はないと判断しました。</p> <p>元ある576㎡の農地の内、297㎡を分筆して分家住宅としたいとのことですので。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号34を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号34は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号35について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号35を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地442㎡について、資材置場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、自宅にて設備工事関係の自営業を営んでいます。現在借りている資材置場が近日中に借地契約が切れることから代替地を探していました。申請地は、自宅から近く国道150号線など主要道路も近いため志太榛原地区へのアクセスも便利なおことから、この度、申請地を資材置場敷地として使用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、JA静岡経済連より東南へ約400mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は水路、西側は農地(畑)、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 岩ヶ谷	<p>排管設備工事を営む申請者が、利右衛門の方で資材置場を借りていましたが、じきに借地契約が切れるということで、代替地を探していましたが、申請地の地主と話がまとまり、申請に及んだものであります。</p> <p>元は582㎡だった農地を昭和63年に分筆し、申請地の442㎡となりました。</p> <p>現地確認の結果、生い茂った草の中にヤマ任や山芋が植えてありましたが、管理が十分とは言えない状況でした。排水路に囲まれた畑で、周りに農地はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号35を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号35は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第4号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年10月総会を閉会します。</p>